

○総務省令第十六号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項、第百二十一条第一項及び第百二十六条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 基幹放送

〔第一節～第四節 略〕

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 通則(第百二条―第百十五条の二)

〔第二目～第四目 略〕

〔第二款 略〕

〔第六節 略〕

〔第五章～第九章 略〕

附則

(サイバーセキュリティの確保)

第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によつて行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。

(準用規定)

第百五十四条 第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第百七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置(ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)」と、第百十二条第一項中「空中線(給電線を含む。）」及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第百五十三条」と、第百十五条の二中「放送の」とあるのは「有線放送の」と読み替へるものとする。

別表第二十八号(第127条関係)

基幹放送設備の状況報告書

〔略〕

発生年月日	復旧年月日	発生区分	発生	故障	措置	備考
-------	-------	------	----	----	----	----

改正前

目次

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 基幹放送

〔第一節～第四節 同上〕

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

第一目 通則(第百二条―第百十五条)

〔第二目～第四目 同上〕

〔第二款 同上〕

〔第六節 同上〕

〔第五章～第九章 同上〕

附則

〔新設〕

第百五十四条 第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条及び第百十四条の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第百七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置(ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)」と、第百十二条第一項中「空中線(給電線を含む。）」及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第百五十三条」と読み替へるものとする。

(準用規定)

第百五十四条 第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条及び第百十四条の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第百七条第三項中「その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、」とあるのは「ヘッドエンドに関しては、」と、第百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置(ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)」と、第百十二条第一項中「空中線(給電線を含む。）」及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置する」とあるのは「電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第百五十三条」と読み替へるものとする。

別表第二十八号(第127条関係)

基幹放送設備の状況報告書

〔同左〕

発生年月日	復旧年月日	発生区分	発生	故障	措置	備考
-------	-------	------	----	----	----	----



		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					

[注1～注6 略]

注7 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注8 [略]

別表第三十号 (第127条関係)

基幹放送局設備の状況報告書

[略]

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があった下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

[注1～注6 同左]

[新設]

注7 [同左]

別表第三十号 (第127条関係)

基幹放送局設備の状況報告書

[同左]

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があった下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					

[注1～注6 略]

注7 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注8 [略]

別表第三十一号 (第134条関係)

[様式略]

[別紙1 略]

別紙2 (別表第三十一号関係)

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

[表略]

[注1～注38 略]

注39 (8)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条、第114条及び第115条の2の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

[ア～サ 略]

シ 第154条において準用する第115条の2に規定するサイバーセキュリティの確保に関する説明書

[注40・注41 略]

[2～4 略]

別紙2の2

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

[表略]

[注1～注37 略]

注38 (8)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第

	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					

[注1～注6 同左]

[新設]

注7 [同左]

別表第三十一号 (第134条関係)

[様式同左]

[別紙1 同左]

別紙2 (別表第三十一号関係)

1 [同左]

[表同左]

[注1～注38 同左]

注39 (8)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

[ア～サ 同左]

[新設]

[注40・注41 同左]

[2～4 同左]

別紙2の2

1 [同左]

[表同左]

[注1～注37 同左]

注38 (8)の欄は、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備が第5章第2節第1款第

2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条、第114条及び第115条の2の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

[ア～サ 略]

シ 第154条において準用する第115条の2に規定するサイバーセキュリティの確保に関する説明書

[注39・注40 略]

[2～4 略]

別表第四十八号 (第159条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

[略]

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				

[注1～注5 略]

注6 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務

2目に定める技術基準に適合する場合に限り、□にシ印を付け、第151条から第153条まで並びに第154条において準用する第105条から第107条まで、第109条、第111条、第112条及び第114条の各条件について、以下のとおり措置内容を具体的に説明した書面を添付すること。

[ア～サ 同左]

[新設]

[注39・注40 同左]

[2～4 同左]

別表第四十八号 (第159条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

[同左]

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				

[注1～注5 同左]

[新設]

に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注7 [略]

別表第四十九号 (第159条関係)

[様式略]

[注1～注6 略]

注7 「主な発生原因」の欄は、「自然災害」、「火災」、「停電 (通常受けている電力の供給の停止)」、「第三者要因 (道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」、「サイバー事案」又は「不明」その他の発生原因を記載すること。

[注8～注12 略]

注6 [同左]

別表第四十九号 (第159条関係)

[様式同左]

[注1～注6 同左]

注7 「主な発生原因」の欄は、「自然災害」、「火災」、「停電 (通常受けている電力の供給の停止)」、「第三者要因 (道路工事による断線、車両による断線、その他)」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」又は「不明」その他の発生原因を記載すること。

[注8～注12 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。